

公益財団法人中村元東方研究所における 競争的資金等の不正使用防止に関する規則

運営委員会決定 平成21年9月28日

執行部決定 平成25年4月4日

執行部決定 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人中村元東方研究所（以下「法人」という。）における競争的資金等の不正使用に係る対策の基本方針を定め、競争的資金等の適切な管理・運用体制を構築及び整備することにより、研究費不正使用の防止を図り、もって研究機関としての責務を果たすことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、競争的資金等の管理・運用に係る事項に適用する。

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「競争的資金等」とは、資金を配分する機関あるいは組織が、広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金を指す。
- (2) 「競争的資金等の不正使用」とは、競争的資金等の使用にあたり、実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、研究費の配分機関又は法人で定められた規則等に違反する行為をいう。

(基本方針)

第4条 法人の競争的資金等の不正使用防止に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 管理・運営に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、法人の内外に公表する。
- (2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運用体制の構築を図る。
- (3) 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行なう体制を整備する。
- (4) ルールに関する理解を法人の構成員に浸透させ、法人の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- (5) 不正発生の可能性を根絶することを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

(管理責任体系)

第5条 法人の競争的資金等の管理・運営を適正に行なうために、以下のとおり責任と権限の体系を組むこととする。

- (1) 最高管理責任者は理事長とし、法人の全体を統括し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負う。

- (2) 統括管理責任者は常務理事とし、競争的資金等の管理・運営について最高管理責任者から実務上の責任と権限を委任されるものとする。

(不正防止計画推進部署)

第6条 最高管理責任者の下に、不正防止計画推進部署を置く。ただし、当分の間、同部署は執行部を以てそれに充てる。

2 不正防止計画推進部署の任務は、次のとおりとする。

- (1) 法人における競争的資金等不正使用に係る対応の統括
- (2) 法人に起因する不正使用の発生要因の把握並びにその防止計画の策定及び進捗管理
- (3) 職員行動規範の策定、周知及び教育活動
- (4) 関連する法人の規則類の整備並びに法人の規則類を含めた関連規則等の周知及び教育活動
- (5) その他不正防止計画の推進において必要な事項

3 不正防止計画推進部署は、次の各号に掲げる者により組織する。

- (1) 理事長（最高管理）
- (2) 常務理事（事務統括管理および研究統括管理）
- (3) 総務（事務執行および研究遂行管理）
- (4) その他最高管理責任者が指名する者（参与観察）

4 最高管理責任者は、第2項の任務の統括のほか、法人の不正防止計画を踏まえ、第8条第2項及び第3項に定める執行管理体制の整備等、競争的研究費等の不正使用防止についての具体的な実施計画の策定を指示し、その実施状況のモニタリングを行なう。

(相談窓口の設置)

第7条 統括管理責任者は、法人における競争的資金等の使用や事務処理に関するルール等について、法人の内外からの相談に対応する窓口を置き、効率的かつ適切な運営の支援を行なう。

2 前項の相談窓口は、事務局総務に置く。

(執行に関する管理体制)

第8条 統括管理責任者は、不正防止計画を踏まえた競争的資金等の適正な執行管理を行なうため、次項に掲げる管理体制を整備するものとする。

2 物品等の発注から納品までの状況を検証・確認するため、次の各号に示す管理体制を整備するものとする。ただし、研究活動の円滑な遂行を妨げないよう、柔軟な体制と運用に留意する。

- (1) 研究職員発注のルール策定と発注権限と責任の明確化
- (2) 発注者と業者の間における癒着防止体制の確立と検収システムの構築
- (3) 物品の機種選定、業者選定、価格設定、納品日等を実効的に検証できる体制の構築

3 旅費及び謝金の適正な管理・運用のため、事実確認を行なう仕組みを構築するものとする。

(不正に関する情報伝達の体制)

第9条 統括管理責任者は、法人における競争的資金等の不正使用に関する通報に対応するため、以下のとおり体制を整備するものとする。

- 2 通報窓口を法人内に設置するものとする。通報窓口及び通報後の対応について必要な事項は、別に定める。
- 3 不正使用に関する通報者が不利益な取扱いを受けないよう、通報者を保護する仕組みを整備するものとする。通報者保護に関し必要な事項は、別に定める。

(不正使用の疑いのある案件の調査等)

第10条 監査又は通報により、不正使用が疑われる案件が発覚した場合は、統括管理責任者は、すみやかに調査を行ない、事実関係を調査しなければならない。競争的資金等の不正使用の調査に関し必要な事項は、別に定める。

(不正に関与した者への対応)

第11条 前条に基づく調査の結果、競争的資金等の不正使用の事実が認められた場合には、他の定めにしたがい適正な措置をとるものとする。

- 2 競争的資金等の不正使用に取引業者が関与していた場合は、取引停止等の措置をとるものとする。

(モニタリングの体制)

第12条 不正防止計画推進部署は、競争的資金等の適正な管理のため、次の各号に沿ってモニタリングを実施するものとする。

- (1) 諸種の事務処理体制の検証のため、事務局職員へのヒアリング
- (2) 不正の発生要因を検出するため、事務局職員ならびに研究職員へのヒアリング
- (3) 研究計画遂行に際しての障害を検出するため、研究職員へのヒアリング

(監査の体制)

第13条 監事は、競争的資金等の適正な管理のため、次の各号に沿って監査を実施するものとする。

- (1) 会計書類上の監査の他、経理処理等の体制不備の検証や必要に応じて関係者へのヒアリング等も行なうものとする。
- (2) 不正防止計画推進部署等と連携し、不正の発生要因に応じた検証を行なうものとする。
- (3) 監査の実施に当たって、監査内容を随時見直し、効率化・適正化を図るものとする。
- (4) 監査結果についてとりまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。